

同条例改正案について、東京都の見解が示されました、本記事の大幅な加筆修正が必要になるものと思われます、 [東京都青少年条例改正案に関する公式見解](#)

同条例改正案について、東京都公式見解から更に深く掘り下げて都に質問した人が作成したページです、参考にご覧ください [東京都青少年条例改正案の都の公式見解に基づいた質問の回答集](#)

[成立した条例についての青少年課への質問とその回答](#)

[石原都知事にYES or NO?](#)

緊急拡散!! 多数の反対意見を無視し、12月15日に本会議で可決された改悪案の内容!

一度否決された条例を懲りずに東京都は再提出!!

内容はさらに広範囲かつ曖昧に!

青少年の保護という名のもとに、日本の誇るべき文化である、
漫画・アニメ・文学作品を破壊する悪法の正体

石原慎太郎都知事も、この悪法の正体に気付いていません!!(石原都知事は鬼畜系の本を書いているのにダブルスタンダードもいいところです)

都議会議員への連絡先も掲載していますので参考にしてください。

[【勝手にミラー】東京都青少年健全育成条例改正案 断固反対](#) [黒田大輔 東京都青少年健全育成条例の口封じ性](#)

-
- [これは熟読すべし!](#)
 - [同様の動きも要チェック!](#)
 - [「児童ポルノ大国」騒動は日本キリスト教婦人矯風会のマッチポンプ!](#)
 - [東京都青少年の健全な育成に関する条例改悪の中身](#)
 - [条例での不健全図書規制により、日本の文化は破壊される!!](#)
 - [自公が提出した対案の危険性は同等以上だった](#)
 - [11月に提出され可決された案はもっと広範囲かつ曖昧に!?](#)
 - [ニコニコ動画でのアンケート結果](#)
 - [石原都知事もこの条例の問題点を知らない!!](#)
 - [児童ポルノ単純所持の危険性](#)
 - [公明党都議の恐るべき発言](#)
 - [青少年問題協議会の問題発言](#)
 - [国民の反対意見を無視](#)
 - [ちばてつや氏も反対](#)
 - [日護会も反対](#)
 - [東京弁護士会も反対](#)

- [東京都が反日団体を支援する!?](#)
 - [ECPAT/ストップ子ども買春の会の正体](#)
 - [ポルノ・買春問題研究会の正体](#)
 - [日本キリスト教婦人矯風会の正体](#)
- [やり方が人権擁護法案と同じ](#)
- [他の都道府県でもこういった動きがある](#)
- [大阪でBLが18禁指定されて、府内の大型書店からBL関連雑誌が一齐に撤去された!](#)
- [作者に許可も取らず勝手に作品を取り上げて堂々と批判した副都知事](#)
- [東京都が9割の反対意見のパブコメを黒く塗りつぶした!!](#)
- [藤本由香里氏などが議論を呼びかけるも賛成派は全員無視!](#)
- [ピラがあります](#)
- [都議会議員に抗議しよう!!](#)
 - [反対意見を送るときのポイント](#)
 - [都議会議員連絡先](#)
 - [各政党の連絡先](#)
 - [業界団体にも抗議しよう!! 業界団体リスト](#)
 - [東京都の方 稲田朋美議員「選挙区民からの要請書は無視出来ない」](#)
- [参考サイト](#)

【関連】 [児童ポルノ法改正案の正体](#) [表現規制問題の正体](#) [後藤啓二の正体](#) [マスコミのヲタク叩き報道と反日](#) [反日主義者の精神構造](#) [日本ユニセフ協会の正体](#) [人権擁護法案の正体](#) [第3次男女共同参画基本計画の正体](#) [青少年有害社会環境対策基本法の正体](#) [青少年ネット規制法の正体](#) [国立メディア芸術総合センターの真実](#)

これは熟読すべし!

[表現規制問題のしくみ](#) をご覧いただけます。

同様の動きも要チェック!

[青少年条例改正案の正体\(各都道府県の動き\)](#) をご覧下さい。

「児童ポルノ大国」騒動は日本キリスト教婦人矯風会のマッチポンプ!

これは「日本の漫画やアニメが、他国から「児童ポルノ大国」として批判を受けているという構図はいかにして作られたか?」ということをあらわしたリンクです。じっくりご覧ください。

- [コンテンツ文化研究会 - Institute of Contents Culture 調査報告：日本の漫画やアニメが、海外から「児童ポルノ大国」として批判を受けているという構図はいかにして作られたか?](#)

海外から日本のマンガやアニメが批判されているという話の元凶は全て宮本潤子氏が代表を務めるECPAT/ストップ子ども買春の会によるいわばマッチポンプというべき代物です。これは[靖國神社参拝問題](#)を炎上させた朝日新聞社の加藤千洋氏と全く同じです。

また自らのイデオロギーをこり押し通そうとする体質は、シーシェパードと全く同じです。

「宮本潤子 児童ポルノ大国 マッチポンプ」の検索結果

<http://blogsearch.google.co.jp/blogsearch?hl=ja&ie=UTF-8&q=%E5%AE%AE%E6%9C%AC%E6%BD%A4%E5%AD%90%E3%80%80%E5%85%90%E7%AB%A5%E3%83%9D%E3%83%AB%E3%83%8E%E5%A4%A7%E5%9B%BD%E3%80%80%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%81%E3%83%9D%E3%83%B3%E3%83%97&btnG=%E3%83%96%E3%83%AD%E3%82%B0%E6%A4%9C%E7%B4%A2&lr=>

東京都青少年の健全な育成に関する条例改悪の中身

「番外その22:東京都青少年保護条例改正案全文の転載: 無名の一知財政策ウォッチャーの独言」にこの条例改悪案が全文掲載されているので、参照されたし。

<http://fr-toen.cocolog-nifty.com/blog/2010/02/post-cbc1.html>

また、3月提出案と11月提出案の比較については以下を参照にされたし。

http://tokyo.cool.ne.jp/jfeug/siryou/tojourei_201011.html

この条例改悪の内容を要約すると、

1. 利用者と事業者から無意味にテラ銭を巻き上げることのみを目的とした携帯電話の推奨制度の導入(第5条の2)
2. 児童ポルノを理由とした根拠なく曖昧な定義に基づく創作物(図書類又は映画等)の有害図書、不健全図書指定対象への追加(第7条第2号、第8条第1項第2号、第9条の2第1項第2号)
3. 青少年の情報アクセスを超えて一般の情報アクセスに多大な制限を加えることになるだろう、1年間で不健全指定を6回受けたものに対する東京都による必要な措置の勧告・公表の導入(第9条の3)
4. 都民は児童ポルノをみだりに所持しない責務を有するとする児童ポルノ所持の違法化(第18条の6の4、ただし、罰則はなし)
5. 児童ポルノを理由とした曖昧な定義に基づく東京都に対する保護者と事業者に対する指導・調査権限の付与(第18条の6の5)
6. 親から子供の監督権を奪い、子供の情報アクセス権・プライバシーを無視する形での携帯電話フィルタリングのほぼ完全な義務化と、携帯電話フィルタリングについての東京都に対する携帯電話事業者への勧告・公表・調査権限の付与(第18条の7の2)
7. 青少年のインターネットの利用についての行政機関(想定しているのは主として警察だろう)による東京都への通報制度の導入と東京都に対する保護者への指導・調査権限の付与(第18条の8)

という、**表現規制、ネット検閲のオンパレード**である。

条例での不健全図書規制により、日本の文化は破壊される!!

3月に提出され、6月に否決された1度目の条例改悪案には、以下のような内容が書かれていました。

第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条の興行場をいう。以下同じ。）を営

する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの（以下「非实在青少年」という。）を相手方とする又は非实在青少年による性交又は性交類似行為に係る非实在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号に該当するもののうち、強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したもので、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく阻害するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

第十八条の六の二 都は、児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。）を根絶すべきことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2 都は、**青少年性的視覚描写物**（第七条各号に該当する図書類又は映画等のうち当該図書類又は映画等において青少年が性的対象として扱われているもの及び第十八条の六の五第一項の図書類又は映画等をいう。以下同じ。）をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、**青少年性的視覚描写物を青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように、そのまん延を抑止するための環境の整備に努める責務を有する。**

第7条2項に、「**非实在青少年**」なる言葉が登場しました!! 「**年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの**」という「非实在青少年」の定義も、「**非实在青少年を相手方とする又は非实在青少年による性交類似行為に係る非实在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの**」という定義も非常に曖昧であり、**ありとあらゆる本や映画などが不健全図書として規制の対象となりかねません!!**

これは事実上の検閲です!!

また、第18条6の2第2項では、「**青少年性的視覚描写物**」のまん延を抑止する機運の醸成に努めるという条項も、**表現の自由を著しく萎縮させるものであり、決して許されるものではありません!!**

自公が提出した対案の危険性は同等以上だった

自公は、改正案の文言が曖昧との批判を受けたため、改正案で規制対象となる漫画などの18歳未満と想定されるキャラクター「非実在青少年」を「描写された青少年」にまた「青少年性的視覚描写物」を「青少年をみだりに性欲の対象として扱う図書類」に変更し修正案を提出しました。

さらに、漫画家や出版業界などから改正案が表現の自由を侵害すると懸念を表明していることには、**附則で「条例施行3年経過後に検討の上、必要な措置を講じる」**ことを規定しています。3年後も性犯罪は減少しないどころか、条例改悪案によって増加する恐れがあるため**3年後、更に厳しい規制案が提出される可能性もあるのです**、
両会派は6月11日の都議会総務委員会で修正案を提出する方針を決定し、実際に提出しました。

条例改悪案はもともと定義が曖昧でしたが、この修正案は条文の曖昧さが同等かそれ以上になっています。つまり規制派は、**批判を逃れるために修正案を提出し反対運動を頓挫させようという考えなのです**、

11月に提出され可決された案はもっと広範囲かつ曖昧に!?

[【再提出】東京都青少年健全育成条例改正案【危険！】](#)

11月提出の改正案の内容

http://www1.odn.ne.jp/himagine_no9/tojourei-20101130-2.pdf

http://www1.odn.ne.jp/himagine_no9/tojourei-20101130-2.html

成立した条例についてのまとめ

http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/sinkyuu_taisyohyou.pdf

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/kaiseijourei.pdf>

http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/kaiseijourei_gaiyou.pdf

石原都知事はこの条例に反対するものに対し、「漫画などというくだらないもので夫婦生活みたいなものを表現するということが自体が馬鹿げている、反対しているヤツは頭を冷やして考える」というとんでもない発言をしました。条例改悪案に問題があるから3月にも多数の都民や国民から反対意見が多数送られ、左右関係なく反対論が盛り上がったのですが、この発言は日本の誇る文化をくだらないもの扱いしたうえに、「**反対意見を送る奴はおかしい、邪魔だ**」と堂々と言っているようなものです。

さらに、全くこの問題と関係のないはずの同性愛者についても差別発言を頻発する始末です。また、猪瀬直樹副知事もツイッターで反対派を不当に見下した的外れの発言を繰り返しています。

一地方自治体の首長や副首長(しかも首都)が堂々とこんな発言することは許されることではありません。

**この条例案は可決されてしまいましたが、
仮にも、慎重に運用を求めるとするという内容の付帯決議が付きました、
なので、東京都における改正条例の運用をしっかりと監視していきましょう**

!!

**多くの都民・国民が監視していることを強く示せば、恣意的な運用をしづら
くなります!!**

ニコニコ動画でのアンケート結果

[ネット世論調査「非実在青少年」性的表現の規制について結果](#)

石原都知事もこの条例の問題点を知らない!!

石原慎太郎東京都知事は、都議会での青少年条例に関する質疑で、このように答えています。
[成人向け漫画規制に賛成し、規制反対派を批判する石原都知事](#)

「次いで、青少年健全育成条例の改正に付いてであります。児童ポルノや子どもへの強姦を描いた漫画の蔓延を、「見て楽しむだけなら個人の自由である」「如何なる内容であっても表現の自由である」と、許容する事は、これは自由の履き違えで正にありまして、青少年を守り育てる大人たちとしての責任と自覚を欠いた未成熟な人間の自己保身に他ならないと思います。

また、保護者が幼い子どもを性的写真集の被写体として売り渡す行為も、子どもを使って自己の欲望や利益を満たそうとする大人として親として、卑劣というかあるまじき、下劣な行為であると思います。

このような児童ポルノや、青少年をみだりに性の対象として、扱う風潮から、次代を担う青少年を守らなければならないと思います。

この為、青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノの根絶と、この種の図書類の蔓延の防止に向けて、都が、都民、事業者と一体となって取り組み、現存のおぞましい状況に、この東京から決別していきたいと、思っております。」

石原都知事は、この条例での規制対象となる漫画が「子どもへの強姦を描いたもの」だとばかりに思い込んでいるようですが、**実際にはもっと広い範囲での規制が行われることとなります!!** **条例案の第7条と第18条6の2を見れば分かることです!!** 名義上の提出者であるにも関わらず、**石原都知事はろくに条例を知らず、広範囲な規制になりかねないという問題点を全く理解していないのです!!**

もはや、石原慎太郎都知事、猪瀬直樹副知事は反日勢力の走狗に成り下がってしまいました!!

児童ポルノ単純所持の危険性

この条例案には罰則こそ設けられていないものの児童ポルノの単純所持を禁止する規定が設けられています。

単純所持規制の問題点についての詳細は [児童ポルノ法改正案の正体](#) をご覧ください。

公明党都議の恐るべき発言

公明党の都議、中嶋義雄が都議会の場でこのような発言をしました。

創価学会は何としても単純所持規制を行ない、表現規制、言論弾圧を行ないたいようです!! ([創価学会の正体](#))

「単純所持が処罰対象にならないのはG8では日本とロシア。今この瞬間にもポルノの被害

となる子どもがいる。**条例案では単純所持禁止としたが、今後は処罰規定も導入すべき**」

青少年問題協議会の問題発言

この条例改悪の元になる議論を行なったのが東京都青少年問題協議会なのですが、その中に相手の人権や表現の自由を無視した非常識極まりないようなとんでもない問題発言が、非常にたくさん出てきます!!まさに、**彼らは反日主義者の精神構造の持ち主であると言えるでしょう!!**
石原都知事が正体を知らずにメンバーに加えたことをいいことに、まさに言いたい放題しているわけです!!

1. 後藤啓二（ECPAT/ストップ子ども買春の会顧問弁護士）

1. 「最初は1996年にストックホルムで行われまして、ついで2001年に日本の横浜で行われました。そこで国際的に児童ポルノの問題に取り組んでいこうという決議がされております。第1回の会議というのは、**日本をターゲット**と言っては何なんですけれども、日本にちゃんと対策をとるように求める会議にもなりました。」（**ECPATが、児童ポルノ問題を口実とした反日宣伝をしていると、ECPAT顧問が自白した**）

2. 前田雅英（首都大学東京法科大学院教授）

1. 「前に青少協でやったときも、ポルノを禁止するということに、**一番強く反対とかメールを送ってきたり、脅迫状とかいうことをやった人たちは漫画家集団なんです**。特に児童ポルノをかいている人たち。この人たちはいわば狂信的なグループではありますよね。」（**反対意見を脅迫呼ばわり、まるで自分の事しか考えてないです!!**）
2. 「これに関しては警察で、こういうものがあつたからと、奈良のやつなんかそうなんですけど、それに刺激されてやったということがあることは事実で、それは新谷委員もおっしゃるとおりなんですけど、**統計的に、こういうものがあるから増えたという立証は、データとしてはそんなに明確には無いんだということなんです**ね。」

3. 新谷珠恵（東京都小学校PTA協議会会長）

1. 「いろいろあるのですけれども、結局、雑誌・図書業界が売れないとか言っていましたけれども、**雑誌・図書業界のためにも、きちんとした規制をしてあげることが、結局、悪質な業者、悪質も出版社が淘汰されていくということにもなる**ので、さっきの方たちに質問ではなくて言いたかったのですが、皆さんのために健全な業者、出版社を生かすために、どんどん悪質なものはペナルティーを科して消していくというような仕組みがかえって皆さんのためにもいいのではないかと思います。」
2. 「**言論の自由とか表現の自由とおっしゃいますけれども、それはプラス、芸術性のあるときだと思えます**。」
3. 「**マイノリティに配慮しすぎたあげく、当たり前なのが否定されて通らないというのはどうしても私は納得できない**。」
4. 「そういう団体の方たち（注：前田の言う「漫画家集団」の事）に対する説明とか調査データもそうなんですけど、極論を言うと、示す必要もないくらい当たり前、正論でガンと言っているのではないかなと、そのくらい強く私は思います。」

4. 大葉ナナコ（日本誕生学協会代表理事）

1. 「**漫画家の方たちがすごい議論を持ってきて、何とか法制化するという人たちに対して攻撃をするということだったんですけれども、どう考えても暴力で、エビデンスを出す時間もない、必要もないくらい暴力ですね**。」（**反対意見を暴力呼ばわり**。）
2. 「**例えば児童に対する児童ポルノの愛好者の人たちが児童に悪影響を与えとか、漫画のひどいものが出ているといったら、その人たちはある障害を持っているんだと**

「**このような認識を主流化していくことはできないものか**」というのを、お話を聞いていて思いました。」

3. 「**性同一性障害という同じ位置づけで、子どもたちに対する性暴力を好む人たちを逃がしていくとしたら、障害という見方、認知障害を起している人たちという見方を主流化する必要があるのではないかと思うんです。**」(**障害者蔑視の発言までしている!! こんな発言を公の議会で言うのは非常識極まりない。**)
4. 「**そういった性的に逸脱した行動に出るレベルとか傾向とかあると思うんですが、これらの被害を与える人たちの傾向、生育歴とか、神経伝達物質とか、どんな症状があるのか**ということで、医学的な面からも、そういった人たちの属性を明らかにして、保護者の人たちに、痴漢が出るから、あのエリアは気をつけましょうと同じように、**今、私たち保護者が育てている子どもたちの中にも、将来、児童への性虐待をする子どもたちが育っていくことを防ぎたいと思います**」(ナチスの優生学を肯定するかのような発言。)

なお、上記の発言をした **大葉は医療系の資格を一つも持っていないド素人で、自称する「誕生学」「パースコーディネイター」も彼女の主催している団体が勝手に名乗っているだけの自称レベル民間資格です！さらに、大葉はカルト的偽医療「ホメオパシー」の熱心な信者**

国民の反対意見を無視

この条例案改悪の前段階である、第28期東京都青少年問題協議会答申に対して、パブリックコメントが行なわれました。

そのパブリックコメントには、計1581件の意見が全国から寄せられました。

うち、賛成意見が1割に満たない(<http://twitter.com/mangaronsoh/status/7733541027>)。

つまり、9割以上が反対意見だったのです!

(パブコメの賛成意見、反対意見の概要および都の見解については、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2010/01/40k1e102.htm> を参照してください。)

また、このパブリックコメントに対する反対意見には、出版業界団体からも強い反対意見が送られました。

それにも関わらず、この反日条例案は、そのまま危険な状態で提出されました。

つまり、**多くの都民、いや国民の反対意見を無視してこの条例改悪が強行されたのです**

こんな暴挙が許されるべきでしょうか?

ちばてつや氏も反対

東京都の2次元児童ポルノ規制にちばてつやさんらが反対の記者会見【産経新聞】

子供の性行為を描く漫画など「2次元児童ポルノ」規制のため、東京都が今定例議会に提出した青少年健全育成条例の改正案で、改正案に反対する漫画家のちばてつやさんや里中満智子さんらが15日、都庁で記者会見を開いた。

<http://sankei.jp.msn.com/life/trend/100315/trd1003150712002-n1.htm>

日護会も反対

<http://www.youtube.com/user/jmuzu1081#p/u/12/gxn8ZjctX2I>

東京弁護士会も反対

<http://www.toben.or.jp/news/opinion/2010/20100512.pdf>

東京都が反日団体を支援する!?

条例改悪案には、次のような内容が書かれています。

第十八条の六の二 都は、児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。）を根絶すべきことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2 都は、青少年性的視覚描写物（第七条各号に該当する図書類又は映画等のうち当該図書類又は映画等において青少年が性的対象として扱われているもの及び第十八条の六の五第一項の図書類又は映画等をいう。以下同じ。）をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、青少年性的視覚描写物を青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように、そのまん延を抑止するための環境の整備に努める責務を有する。

3 都は、みだりに性的対象として扱われることにより心身に有害な影響を受けた青少年に対し、その回復に資する支援のための措置を適切に講ずるものとする。

4 都は、事業者及び都民による児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延の抑止に向けた活動に対し、支援及び協力を行うように努めるものとする。

この条例案の4に、東京都は児童ポルノ根絶などの活動に対し、支援すると書かれていますが、支援する団体とは何の事を指しているのでしょうか？

言うまでもなく、**日本ユニセフ協会**はとんでもない反日団体です、([日本ユニセフ協会の正体](#)を参照のこと)

さらに、ユニセフ協会の他にも、ECPAT/ストップ子ども買春の会 や **ポルノ・買春問題研究会 (APP研)** などありますが、**これもまたとんでもない反日団体なのです!!** (ECPATとAPP研の正体については、<http://appecpat.web.fc2.com/index.html>にも詳しい)

ECPAT/ストップ子ども買春の会の正体

ECPATの母体となっているのは、日本キリスト教婦人矯風会という団体ですが、その矯風会の参加にいる団体に **女性国際戦犯法廷を主催したVAWW-NETジャパン** が含まれているのです!!つまり、**ECPATとVAWW-NETジャパンは姉妹団体** ということです。（これは矯風会自身も明らかにしていることです、<http://www18.ocn.ne.jp/~kyofukai/08link.htm>）

ポルノ・買春問題研究会の正体

APP研の前代表である角田由紀子も、やはり反日団体であるVAWW-NETジャパンと協力関係にあり、捏造と断じられた従軍慰安婦についても、盛んに反日宣伝を行なっています。

さらに、**APP研は天皇・皇族を中傷する不敬発言を繰り返しています**、不愉快になる方も多いと思いますが、**真実を知っていただくためにも敢えてその例を取り上げます**。

1. 「天皇のような差別的・特権的・反動的地位に就く権利というのは基本的に、レイプ権に近い差別的・特権的「権利」であると思います。」
2. 「雅子氏に子供が生まれてわっしょいわっしょい、めでたいめでたいの大騒ぎ、また一人、人権を保障されない人間が生まれたというのに。」

3. 「**諸悪の根源である天皇制は必要ありません**、日本が国際社会の一員にいまだになれないのも、中国との関係が改善されないのも、**ファシズムの頂点であったヒロヒトの戦争責任を曖昧なものにし、戦後天皇制を面妖な形で存続させてしまったことにある**と考えます。」

日本キリスト教婦人矯風会の正体

日本キリスト教婦人矯風会は、もともと護憲左翼思想の団体であり傘下には多数の反日団体を含んでいます。

表現規制問題・従軍慰安婦問題では性・人権部に所属するECPAT、VAWW-NETジャパン、またはAPP研、日本ユニセフ協会と協力をしています。

また、外国人住民基本法を作成した**外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会(外キ協)**や部落問題に取り組む**関東・東京・神奈川「部落差別問題ととりくむキリスト者連絡会」(関東部キ連)**が平和部に所属、男女共同参画基本法を推進する**男女共同参画推進連携会議**が本部に所属、酒・たばこの害防止部関連には**全国禁煙・分煙推進協議会**、**タバコ問題首都圏協議会**などが所属しているなど日本社会にとってリモコン爆弾のような存在になっています。

**このような反日的な発言をする団体を石原慎太郎都知事が率いる東京都が支援する
かもしれません
皆さんは許しておけるでしょうか?**

やり方が人権擁護法案と同じ

政治・反日情報に詳しい方は「人権擁護法案」をご存知でしょう。

人権擁護法案も人権侵害の定義をわざと曖昧にすることによって言論弾圧・表現の自由を奪い、不当な逮捕に悪用される悪魔の法案です。

実は東京都青少年条例改悪も同じ手法で、言論弾圧や表現の自由を奪う条例案なのです。

なお、西村幸祐氏はメディアパトロールジャパンで、人権擁護法案について取り上げたコラムで次のように発言しています。

「鳥取県人権侵害救済条例と同じように、平成十七年十二月に成立した福岡県大宰府市の「男女共同参画条例」もメディアが法案の実態を伝えないままに成立してしまった。これらの<人権法案地方自治体バージョン>がメディアに報じられないまま成立したのは、本家本元の人権擁護法案と全く同じだ。しかも朝日がこの社説でいみじくも言っているように、**国会で成立できなかったのが地方自治体で成立させようと推進派が全力を傾けるので、地方自治体を舞台とした一種の代理戦争のような様相を呈している。**」

(<http://mp-j.jp/modules/d3blog/details.php?bid=21> より 強調は引用者による)

西村氏は言及していませんが、まさに、この手口が行なわれているのが東京都青少年条例なのです!!

人権擁護法案の時と同じように、国会で児童ポルノ法改悪を成立させることができなかったの
で、東京都のような地方自治体で成立させようとしています

なお、人権擁護法案についての詳細は [人権擁護法案の正体](#) をご覧ください。

他の都道府県でもこういった動きがある

東京都青少年条例改悪案が継続審議になったのにつられるように大阪府、京都府などで同様の動きが出てきたのです。
この都道府県にお住まいの皆さん、どうか府議会、県議会に反対意見をお願いします。

大阪でBLが18禁指定されて、府内の大型書店からBL関連雑誌が一斉に撤去された!

大阪のケースでは指定された特定のBL誌が18禁扱いとされた途端、**府内の大型書店からBL関連書籍全てが一斉に撤去されたそうです。**
この時は指定誌以外はすぐに店頭に戻ったようですが、指定誌はもう二度と仕入れないという動きすら府内の小売業界にあるそうです。
要は、末端でそうした過剰反応が起こるのを見越しているからこそ、都は公式見解で18禁指定されるだけと言い張っているのです。
つまり、**お上の気に入らないモノは、18禁どころか成人にも問答無用で売られない様にしたい!**というのが官憲の望みなのです。
もし東京都や他の地方自治体などでこのような条例改悪案が成立すれば、同じようなことになりかねないのです!

だからこそ国会でも地方自治体でも絶対にこのような法案を成立をさせてはならないのです!!

作者に許可も取らず勝手に作品を取り上げて堂々と批判した副都知事

猪瀬直樹副都知事は、「チャンピオンREDいちご」に連載された小学生と結婚するギャグ漫画「奥サマは小学生」を引き合いに出し「このような過激な表現物を誰でも入手可能な場所に置くべきではない」と論じました。
しかも、放送きない箇所を付箋で隠し、作者に許可も取らず大人が小学生相手にいかがわしい行為を行っているシーンがあるとして堂々とテレビでさらしました。
この態度は何なのでしょう?

東京都が9割の反対意見のパブコメを黒く塗りつぶした!!



われわれの大事な民意であるパブコメを黒く塗りつぶして隠蔽してまで反対意見は誤解だと東京都は言い張っています。
賛成者はこんな人達しか居ないのでしょうか? やり方が **まさにファシズム**です

このようなファシズム的行為を皆さんは許しておけるでしょうか

藤本由香里氏などが議論を呼びかけるも賛成派は全員無視!

この都条例を議論するために賛成派50人近くに声をかけたものの、規制に賛成論の者を呼ぶことが出来ませんでした。
賛成派は無視する行為をしてまでこういった法案を推し進めたいと考えているとしか考えられません。

ピラがあります

東京都青少年健全育成条例反対

<http://www.kt.rim.or.jp/~youie/hijitsuzai/inventory.html>

都議会議員に抗議しよう!!

この条例の危険性について、都議会議員に緊急拡散願います!

ただし、「売国」「反日」という言葉をむやみに使うのは、相手によっては逆効果になるおそれもありますので、ご注意ください。

また、現場でロビー活動をされている方によれば、都議のもとに無記名・発信元なしで大量にFAXが来て困惑しているとのこと。

抗議する際には、自分の氏名と連絡先を必ず明記してください

自分の氏名と連絡先を明記しないと嫌がらせだと誤解され、逆効果になってしまうおそれがあります

FAXは、受信する側にもコストがかかるので極力お控えください。

ロビー活動をされている方によれば、反対の意見を届けるには手紙が最も効果的だそうです!

1人で大量に送ると、威力業務妨害罪に問われかねませんのでご注意ください

反対意見を送るときのポイント

- ・ 実在する人間の「声」を有害情報とするのは明確な人権侵害に当たる。
- ・ 「非実在青少年」等という造語により、さも架空のキャラクターが青少年であるかの様な明らかな印象操作があり、中立でなければならぬ行政の常識を疑う。
- ・ フィルタリングや不健全図書指定による青少年に売らない・見せない点は評価出来るが、業界団体に都が「自主規制」を促す行為は不当検閲に当たり、明確に表現の自由に反し、違憲である。
- ・ 「漫画アニメ等メディアが性犯罪を誘引する」という協議会の理論は、既に世界中の学会において誤りであるという結論がなされており、先日に脳神経学会も犯罪誘引説を明確に否定している。また、日本図書連盟や法務省も「犯罪を誘引するというデータは無い」と明確に否定している。
- ・ 通常、不健全図書指定等を受けた場合、指定理由を都が判断するのが当たり前だが、この条例では「不健全図書に反対する場合、業界団体側が指定理由を証明しなければならない」という矛盾した条文があり、明らかに異常な内容である。
- ・ パブリックコメントで9割が反対という都民意見や、雑協・書協等の業界団体の意見を全く考慮していない。
- ・ 協議員に宗教関係者がいる時点で政教分離の原則に抵触し、条例案作りの過程に問題がある。

協議員に当事者で漫画アニメの製作者等の業界団体側がないのはおかしい。

- 罰則は無いが児童ポルノの単純所持を禁止しており、児童ポルノ法案等の「法令と条例の関係」から違反している。
- 都が都民意見を無視した上に、都民の税金を使用し、「法観点を考慮せず性犯罪誘引説を唱え規制を推進している民間団体」を支援する事自体異常である。

都議会議員連絡先

なお、この条例改悪案を審議する総務委員会のメンバーと保守系地方議員団体、草莽全国地方議員の会のメンバーについては、各議員の項目に補足してあります。

[都議会議員連絡先](#)

各政党の連絡先

政党	HP	電話	FAX	E-Mailなど
都議会民主党	http://www.togikai-minsyuto.jp/	03-5320-7230	03-5388-1784	info@togikai-minsyuto.jp
都議会自民党 政調会事務局	http://www.togikai-jimin.jimusho.jp/	03-5320-7212	03-5388-1782	
都議会公明党	http://www.togikai-komei.gr.jp/	03-5320-7250	03-5388-1787	http://www.togikai-komei.gr.jp/cgi-bin/ask_bbs_ask.cgi
日本共産党東 京都議会議員 団	http://www.jcptogidan.gr.jp/	03-5320-7270	03-5388-1790	
都議会生活者 ネットワーク ・みらい	http://www.togikai-seikatsusha.net/	03-5320-7283	03-5388-1789	

いずれの政党も〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

業界団体にも抗議しよう!! 業界団体リスト

反対表明した団体は斜め表記しております。

日本書籍出版協会 <http://www.jbpa.or.jp/>

日本雑誌協会 <http://www.j-magazine.or.jp/>

日本出版労働組合連合会 <http://www.syuppan.net/>

日本アニメーター・演出協会 <http://www.janica.jp/>

日本漫画家協会 <http://www.nihonmangakakyokai.or.jp/>

マンガジャパン <http://www.mangajapan.gr.jp/>

日本俳優連合 <http://www.nippairen.com/>

日本芸能マネージメント事業者協会 <http://www.manekyo.com/Mokuji.html>

日本声優事業社協議会 <http://www.sei-yu.net>

日本音声製作者連盟 <http://www.onseiren.com/>

日本ペンクラブ <http://www.japanpen.or.jp/>

日本動画協会 <http://www.aja.gr.jp/>

日本アニメーション学会 <http://www.jsas.net/>

日本映像学会 <http://www.art.nihon-u.ac.jp/jasias/>

日本マンガ学会 <http://www.kyoto-seika.ac.jp/hyogen/manga-gakkai/index.html>

21世紀のコミック作家の著作権を考える会 <http://www.comicnetwork.jp/index.html>
日本漫画家協会関西支部 <http://kamigatamanga.net/>
東京古書組合 <http://www.kosho.ne.jp/>
日本古書籍商協会 <http://www.abaj.gr.jp/>
日本書店商業組合連合会 <http://www.shoten.co.jp/nisho/>
全日本アミューズメント施設営業者協会連合会 <http://www.aou.or.jp/>
日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp/>

東京都の方 稲田朋美議員「選挙区民からの要請書は無視出来ない」

自民党の稲田議員(弁護士)によると、議員というのは自分の選挙区の有権者からの要望というものは非常に重要で無視できない天の声だそうです。
つまり、自選挙区の手紙が非常に有効だということです。

東京都の方は以下の要領で反対にまわるよう、自選挙区の都議に手紙を出してください。
石原都知事にも手紙を出してください。基本的に自選挙区には出してください。
出来るだけ目立つ郵送方法 大きな封筒や目立つ色の封筒を使うと効果大です。地元の消印が印刷される郵便はとても有効です。

要望書には必ず同選挙区の有権者であることを必ず記載してください
自民党と石原都知事は選挙区外や都以外の方でも大丈夫です
期間をおいて複数枚出してください
要望書は水間氏のサイトに要望書がありますので改変して使用してください
<http://freejapan.tv/FlashPaper/Media/TomokoAndKikukoPlus.doc>

参考サイト

[東京都青少年健全育成条例改正問題のまとめサイト](#)
[ラスト・ピュリファイ](#)

「もし娯楽や表現の自由がすべて規制されたら...」というテーマで、近未来の東京を舞台にしたフリーの同人ゲームです。
今の日本は将来的に、「ラスト・ピュリファイ」のような世界になってしまいます。
一刻も早く改善するためにも、この作品を通して「表現規制の恐ろしさ・空しさ」を理解してほしい限りです。